○農林水産省令第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条の二及び第二十六条の三並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

農林水産大臣　江藤　拓

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電磁的記録） **第七条**　法第二十六条の二に規定する農林水産大臣が定める電磁的記録は、農林水産大臣が別に定める電子情報処理組織による情報処理の用に供することができる記録とする。 （電磁的方法） **第八条**　法第二十六条の三に規定する農林水産大臣が定める電磁的方法は、農林水産省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第四条及び第五条第二号に規定するところにより行う方法であって、前条の規定により農林水産大臣が別に定める電子情報処理組織を使用する方法とする。	（新設） （新設）

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
農業競争力強化基盤整備事業費補助			
中山間総合整備事業費補助			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
国際林業協力技術開発事業費補助金			
（略）			

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
農業競争力強化基盤整備事業費補助			
（新設）			
（略）			
国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体整備費補助金			
（略）			
農林水産業ロボット技術活用推進事業費補助金			
（略）			
六次産業化市場規模拡大対策整備交付金			
（略）			
国際林業協力事業費補助金			
（略）			